

平成30年1月30日招集

第1回天草市議会（定例会）追加議案書

天 草 市

平成30年第1回天草市議会（定例会）追加議案書

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第95号	天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	平成30年 2月19日		
議第96号	天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第97号	財産の処分について	"		

議第 95 号

天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 19 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

天草市消防団員等公務災害補償条例（平成 18 年天草市条例第 264 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「、第 1 号」の次に「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を加え、「333 円を」を「1 人につき 217 円を」に改め、「267 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち一人については」及び「）を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち 1 人については 300 円）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた天草市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 96 号

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 19 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

天草市国民健康保険税条例(平成 18 年天草市条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- (2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- (3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する第 2 号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(熊本県の国

民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第5条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第 97 号

財産の処分について

次のとおり不動産を処分するものとする。

平成 30 年 2 月 19 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 処分する不動産

土地

所在地	地目	地積 (㎡)
天草市五和町城河原三丁目字上野原 4 3 番 2	学校用地	1 9 0
天草市五和町城河原三丁目字上野原 5 0 番 6	学校用地	4, 7 6 3. 5 0
天草市五和町城河原三丁目字上野原 5 0 番 8	用悪水路	8 0. 8 1
合計 (3 筆)		5, 0 3 4. 3 1

建物

種類	構造	床面積 (㎡)
校舎	鉄筋コンクリート造 2 階建	1, 8 6 2
屋内運動場	鉄骨造 2 階建	5 5 2
合計 (2 棟)		2, 4 1 4

2 処分金額 2 1, 9 5 0, 0 0 0 円

3 処分の相手方 住 所 上益城郡嘉島町井寺 2 5 0 番地 9 号
名 称 株式会社プレシード
代表者 代表取締役社長 松本修一

(提案理由)

予定価格が 2 千万円以上の不動産の売払いをするには、天草市財産条例 (平成 1 8 年天草市条例第 6 0 号) 第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。